

市第62号議案

地区センターの指定管理者の指定

次のように地区センターの指定管理者を指定する。

平成23年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

| 名 称 | 指 定 管 理 者 | | 指 定 の 期 間 |
|-------------------------|-------------------------|---|---|
| | 所 在 地 | 名 称 | |
| 横浜市初音が丘 地区センター | 保土ヶ谷区西谷 町747番地の8 | 一般社団法人保土ヶ谷区区民 利用施設協会 会長 橋 本 淳 | 平成24年4月1日か ら平成28年3月31日 まで |
| 横浜市ほどがや 地区センター | 同 | 同 | 同 |
| 横浜市菊名地区 センター | 港北区菊名六丁 目18番10号 | 一般財団法人こうほく区民施 設協会 理事長 大 谷 宗 弘 | 同 |
| 横浜市城郷小机 地区センター | 同 | 同 | 平成24年4月1日か ら平成26年3月31日 まで |
| 横浜市綱島地区 センター | 同 | 同 | 平成24年4月1日か ら平成28年3月31日 まで |
| 横浜市新田地区 センター | 同 | 同 | 同 |
| 横浜市日吉地区 センター | 同 | 同 | 同 |
| 横浜市別所コミ ュニティハウス | 南区浦舟町3丁 目46番地 | 特定非営利活動法人みなみ区 民利用施設協会 理事長 石 井 正 雄 | 横浜市別所コミュニ ティハウスの供用開 始の日から平成28年 3月31日まで |
| 横浜市権太坂コ ミュニティハウ ス | 東京都豊島区池 袋3丁目1番2 号 | 特定非営利活動法人ワーカー ズコープ 代表理事 藤 田 徹 | 平成24年4月1日か ら平成29年3月31日 まで |

| | | | |
|-----------------|-----------------|-----------------------------------|-------------------------|
| 横浜市桜ヶ丘コミュニティハウス | 保土ヶ谷区西谷町747番地の8 | 一般社団法人保土ヶ谷区区民利用施設協会 会長 橋本 淳 | 平成24年4月1日から平成28年3月31日まで |
| 横浜市師岡コミュニティハウス | 港北区菊名六丁目18番10号 | 一般財団法人こうほく区民施設協会 理事長 大谷 宗弘 | 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで |
| 横浜市飯島コミュニティハウス | 栄区桂町279番地の29 | 特定非営利活動法人さかえ区民活動支援協会 理事長 高山 晋一 | 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで |
| 横浜市瀬戸ヶ谷スポーツ会館 | 保土ヶ谷区西谷町747番地の8 | 一般社団法人保土ヶ谷区区民利用施設協会 会長 橋本 淳 | 平成24年4月1日から平成28年3月31日まで |

提 案 理 由

横浜市初音が丘地区センター等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）